

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 九州財務局長

**【提出日】** 2022年9月27日

**【事業年度】** 第48期(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

**【会社名】** 株式会社ジョイフル

**【英訳名】** Joyfull Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 穴見 くるみ

**【本店の所在の場所】** 大分県大分市三川新町1丁目1番45号

**【電話番号】** 097-551-7131(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 野島 豊

**【最寄りの連絡場所】** 大分県大分市三川新町1丁目1番45号

**【電話番号】** 097-551-7131(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 野島 豊

**【縦覧に供する場所】** 証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年9月12日に提出いたしました第48期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部及び金融商品取引法第24条第6項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項により添付することとされている書類のうち、「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### (1)第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 3 配当政策

(2)添付書面 「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」差し替え

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### (1)第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 3 配当政策

（訂正前）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。配当政策につきましては、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を図るとともに、安定した配当を継続して実施する方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当は、株主総会によるほか、取締役会の決議によって決めることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり5円の配当（うち中間配当0円）を実施する予定としており、期末配当の5円につきましては2022年11月25日開催予定の当社第48期定時株主総会にて決議を予定しております。

内部留保資金につきましては、新規出店や店舗の改装に際しての設備投資資金等に充当し、経営基盤のより一層の強化に有効に活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年11月25日 定時株主総会決議（予定）	154	5

なお、次期の配当につきましては、1株当たり10円（中間配当5円、期末配当5円）を予定しております。

具体的な内容は次の（参考情報）をご参照ください。

（参考情報）

決算期	第49期（2023年6月期）	
	会計期間	2022年7月1日～2022年12月31日
区分	中間配当	期末配当
基準日	2023年2月28日	2023年8月31日
配当支払予定日	2023年5月中旬	2023年11月下旬

(訂正後)

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。配当政策につきましては、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を図るとともに、安定した配当を継続して実施する方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当は、株主総会によるほか、取締役会の決議によって決めることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき2022年9月12日開催の定時取締役会にて期末配当5円について決議しております。

内部留保資金につきましては、新規出店や店舗の改装に際しての設備投資資金等に充当し、経営基盤のより一層の強化に有効に活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年9月12日 定時取締役会決議	154	5

なお、次期の配当につきましては、中間配当、期末配当ともに未定とさせていただきます。

(2)添付書面 「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」差し替え